

## 幼児教育・保育の無償化の制度概要

### 1 趣旨・目的

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯を応援し、経済的な負担軽減を図るために実施されるものです。

### 2 対象者等

- 幼稚園，認可保育施設，認可外保育施設等を利用する次の児童の保育料（給食費，日用品費，行事参加費等の実費徴収経費は除く。）が対象となります。
  - 3歳から5歳のすべての児童（4月1日時点の年齢）
  - 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童（4月1日時点の年齢）
- 対象範囲は，児童が主として利用する施設と保護者の就労状況等（保育の必要性の有無）により決定されます。

主として利用する施設		保育の必要性 <sup>※1</sup>	
		無（例：専業主夫・婦世帯等）	有（例：共働き世帯等）
幼稚園	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（教育）	無償 （預かり保育は対象外）	無償 （預かり保育は， 月額11,300円 <sup>※4</sup> を上限に無償）
	幼稚園（私学助成）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は対象外）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は， 月額11,300円 <sup>※4</sup> を上限に無償）
認可 保育施設	認可保育所 認定こども園（保育） 小規模保育事業 家庭的保育事業	無償	
認可外 保育施設等 <sup>※2</sup>	企業主導型保育事業	標準的な利用料が無償	
	藤沢型認定保育施設 幼児教育施設 その他届出保育施設等 <sup>※3</sup>	〈対象外〉	月額37,000円 <sup>※4</sup> を上限に無償 （他の認可外保育施設等との 併用が可能）

※1 「保育の必要性」については，保護者の就労・就学や親族介護等の一定事由により，市町村が保育の必要性の有無を確認し，その状況等に応じた区分で認定する。

※2 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには，都道府県に設置に係る届出がされ，国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし，2019年（令和元年）10月時点で基準を満たしていない場合でも，5年間は猶予期間として無償化の対象となる。

※3 「その他届出保育施設等」とは，他の種類のいずれにも属さない認可外保育施設のほか，一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業をいう。

※4 無償化上限額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合。0歳から2歳の非課税世帯の児童の場合，各金額に5,000円を加えた額（16,300円又は42,000円）までが無償化の対象となる。

以 上  
（事務担当 子ども青少年部 保育課）